

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
1	資料2	<p>9号施行日以降における附票の証明発行について、本籍及び筆頭者氏名が原則省略されることとなりますが、右上タイトル及び認証文について、省略されている事項があっても現行通り「全部証明」として発行するのか、省略事項の有無により表示を変更するのか、またその場合の各表示はどのようなになるのか、早急に検討が必要と考えます。</p>	<p>法改製内容を含めた帳票様式については、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。 なお、現行の事務処理要領等においても、附票の写しの「全部証明」という記載はないことから、改めてご質問の趣旨や解釈についてご教示いただければ幸いです。</p>
2	資料2	<p>ベンダごとに異なる様式として、附票の住所履歴の記録順も挙げられるため、申し添えさせていただきます。 新宿区では既に記録されている住所等の上部に新住所等を記録していく様式となっておりますが、他自治体の証明書では逆の順で記載されているものもあり、複数本籍にわたる住所履歴を調査する際など、記録順が其々異なることにより住所の流れを掴みにくいという現状のデメリットも考えられます。そのため、住所履歴の記録順についても標準仕様書において定めるべきと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を参考に仕様書記載内容を検討したいと考えます。 原則として、戸籍の附票の住所欄は、最新の住所を公証しているという点に鑑み、最新の履歴から記載する方向で検討します。</p>
3	資料2	<p>〔(参考)現行仕様 附票証明書のデータ構成〕 ※データ管理項目 【論点:戸籍附票のデータ項目】 ここで示された項目以外に、住民基本台帳事務処理要領第3-1-(1)-エにある、「戸籍の附票記載事由」「住所記載事由」「世帯主氏名」「履歴番号」が考えられます。 特に「戸籍の附票記載事由」及び「住所記載事由」については、紙の戸籍附票の時代から記載している区市町村があり、現行の戸籍附票システムに実装している区市町村も多く存在します。また、当該記載項目は、戸籍の附票に記載された経緯等を明確に確認できる項目でもあり、区市町村の事務において利用されている項目でもあるため、当該項目を一律に廃止するのではなく、項目の存続について検討していただきたいと考えます。 新宿区では、紙の附票の時代から「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」を設けており、戸籍附票システムにおいても当該項目を管理しています。</p> <p>【新宿区の意見】 「戸籍の附票記載事由」及び「住所記載事由」については、【実装すべき機能】として存続することが好ましいと考えます(後述)。「世帯主名」については、当該項目を設けている戸籍の附票様式を拝見したことが無く、一般的には住民基本台帳法19条第1項通知の対象とされていないため、全国的に一律に不要な項目としても差し支え無いと考えます。「履歴番号」については、システムの内部的に履歴の順番を管理できるのであれば、明示的な項目としては不要と考えます。 なお、「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」の記載内容については、現行では各区市町村が任意に設定していますが、標準化して統一することが望ましいと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、今回お示ししている戸籍附票システム標準仕様書案において、データ管理項目を提示しています(1.1.1参照)。原則として、附票記載事由を保持することとし、その中には、「戸籍の附票記載事由」及び「住所記載事由」は含まれるものと整理しております。 なお、「世帯主氏名」については、本日の論点でも提起しています。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
4	資料2	<p>「(参考)現行仕様 文字情報基盤と戸籍使用1 / 2)」 【論点:戸籍の附票システムで利用する文字フォント】 ・住民記録システム標準仕様書において、原則としてIPAmj明朝フォントに統一する方向。 ・住基ネットにおいては、「住基ネット統一文字コード」が定義されています。 ・氏又は名の記載に用いる文字の取り扱いについては、平成2年10月20日付け法務省民二第5200号通達及び平成2年10月20日付け法務省民二第5202号依命通知等により、文字のデザイン上の差等も含めて整理されています。 ・戸籍事務(戸籍副本システム)においては、法務省により「戸籍統一文字コード」が定義されています。 ・法務省において、IPAmj明朝フォントの対応について検討中。 ・各区市町村では、「既存住記システム文字コード」「戸籍システム文字コード」「住基ネット統一文字コード」「戸籍統一文字コード」の変換テーブルを整備し、各種文字コードを変換しながら住基ネットや戸籍副本システムとのデータ連携を行っています。 ・区市町村は、外字等が発生する都度、文字コード変換テーブルのメンテナンスを行っています。 ・住民記録システム、戸籍システム及び戸籍附票システムとの間における、住民基本台帳法第9条2項通知、同第19条1項(19条4項)通知、同第19条2項通知や住民票の広域交付等の伝送処理において、現時点の標準仕様書の仕組みでは住民記録システムのIPAmj明朝フォントから住基ネット統一文字コードに縮退変換して伝送され、送信先でIPAmj明朝フォントに復元して利用されることとなるため、住基ネット統一文字コードを介した情報の送受信がネックとなります。</p>	<p>戸籍附票システムで使用する文字については、原則としては、戸籍情報システムで使用されている文字を利用することとなるものと考えており、戸籍情報システムの文字フォントに係る法務省の検討の結果を踏まえ、最終的には決定してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、住基ネット統一文字については、本分科会の検討範囲外ではありますが、仮にこれをIPAmj明朝に置き換えようとした場合、1文字当たりのバイト数が大きくなり、データベース、電文等広範囲にシステム改修が必要となる点、IPAmj明朝を扱うためには異体字セレクタを処理するためのシステム改修が必要となる点、登録済みの本人確認情報の文字コードを変換する必要がある点、本人確認情報の提供を受ける国の機関(日本年金機構等)にもシステム改修が発生する点などにも留意が必要であり、その導入のハードルは高いものと認識しております。</p>
		<p>【新宿区の意見】 ・戸籍(戸籍附票)システムにおきましても、IPAmj明朝フォントに統一する方向で検討して下さるようお願いいたします。 ・住基ネットにおきましても、IPAmj明朝フォントに統一する方向で検討して下さるようお願いいたします。 ・戸籍(附票)システム及び住基ネットの文字コードをIPAmj明朝フォントに統一することにより、各区市町村で整備している、既存住記システム文字コード、住基ネット統一文字コード、戸籍統一文字コードの変換テーブルのメンテナンスが不要となり、区市町村の事務の軽減が図られます。 ・住民記録システム、住基ネット、戸籍(附票)システムが同一の文字フォントを使用することにより、文字デザインの差異による住民とのトラブルを解消することができます。(住民票の文字とマイナンバーカードのデザイン上の文字の差異等) ※住基ネット統一文字コードの文字デザインの中に、常用漢字にも係わらず正字とは異なるデザインがあるため、住民とトラブルになることがある。 例:「久(4e45)」→住基ネット統一文字コードの(4e45)のデザインが常用漢字のデザインと異なるため、新宿区では住基ネット統一文字コードの(c0e1)を正字として紐づけています。このため、署名用電子証明書の発行の際は、代替文字扱いとされるため、マイナンバーカード(署名用電子証明書)の発行の都度、住民から説明を求められます。 ※同様に常用漢字の「隊(968a)」を住基ネット統一文字コードでは「隊(BE78)」に紐づけているケース、常用漢字の「樹(6a39)」を住基ネット統一文字コードの「樹(b391)」に紐づけているケース等が多々あります。 ・IPAmj明朝のフォントを利用するにあたりまして、IPAmj明朝のフォントデザインが常用漢字のデザインや戸籍統一文字コードのデザインと一致することを保証していただく必要があります。</p>	-

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
5	資料2	<p>「論点② 帳票(附票の写し・通知)様式統一」 ※附票の写し出力項目 【論点:戸籍の附票の写し様式に印字する項目】 ・住民基本台帳事務処理要領第3-1-(1)-エにおいて、「戸籍の附票記載事由欄」「住所記載事由欄」「世帯主氏名欄」「番号欄」等を設けても良いこととされており、この取り扱いを整理する必要があります。</p> <p>【新宿区の意見】 ・様式の統一に賛同します。 ・「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」については、紙の戸籍附票の時代から記載している区市町村があり、現行の戸籍附票システムに実装している区市町村も多く存在するため、項目の要否については慎重に検討する必要があると考えます。「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」は、戸籍附票の記載事項の変更があった事由等を記載しており、戸籍附票の記載内容の経過等を示すものとなっています。 ・「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」は、戸籍の附票を記載した経緯や、戸籍の附票に記載されている住所を削除した際の経緯等を記載する項目であり、戸籍の附票の写しとして公証する必要性もあることから、【実装すべき機能】として整理し、戸籍附票の様式としては、「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」がある様式を規定すべきと考えます。 ・なお当区をはじめ、23区中〇区【P】の戸籍の附票様式において、「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」が存在していることから、引き続き「戸籍の附票記載事由欄」及び「住所記載事由欄」を残すべきと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。</p>
6	資料2	<p>「論点② 帳票(附票の写し・通知)様式統一」 ※附票の住所欄の消除の方式 【論点:職権消除等により住民票が消除された場合等の記載方法の統一】 ・住民票の職権消除や転出届出後に転入届が無いものについては、戸籍の附票の住所欄を消除する必要がありますが、戸籍の附票には「住民票が消除された日」と「戸籍の附票の住所欄を消除した日」を記載し、公証する必要があるのではないかと。 ・また、住民票が消除された後に、住民票の回復があった場合においては、戸籍の附票に、回復対象の「住所」及び「住所を定めた年月日」を記載するとともに、戸籍の附票に記載した日(戸籍の附票の処理日)を記載し、公証する必要があるのではないかと。 ・システム化された戸籍の附票における住所欄の消除方法としては、大きく分けて、対象の住所欄に抹消線を表記して消除するケースと、新たな住所欄に当該住所を移記し、当該欄に「住民票の消除日」と「戸籍の附票の住所欄を消除した日(処理日)」を記載する2通りの処理方法が見受けられる。 ・これらを戸籍の附票に記載する方法が統一されていないため、標準化すべきではないかと。</p> <p>【新宿区の意見】 ・住所欄の消除方法等については、今後の検討課題と認識しています。</p>	<p>戸籍の附票記載事項通知(法第19条第1項通知)については、原則、転入時に送付されますが、<u>住所地市町村における実態調査の結果、職権で住民票を消除する場合などにも同通知が送付されます。</u>そのため、ご指摘のように、住民票を消除した後に回復する場合に、戸籍の附票の住所欄が一度消除されたあとに、回復によりもう一度同じ住所が記載されるということがあり得ることから、その経過を管理する必要性は一定程度あるものとは考えられます。そのため、異動事由に異動取消しとの項目を入れることとしました。</p> <p>なお、ご意見にある「住民票の消除日」と「戸籍の附票の住所欄を消除した日(処理日)」といった戸籍の附票の記載事項として規定されていない事項について公証することについては、各市町村における運用状況や戸籍の附票の写しを用いる手続における必要性を踏まえて、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参りますが、<u>原則として、戸籍の附票の記載等を行った日については管理項目として想定されるところ、それらを必ずしも公証する理由はないものと考えます。</u></p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
7	資料2	<p>「論点② 帳票(附票の写し・通知)様式統一」 【論点:戸籍の附票の写し様式における証明書種別及び認証文の表記】 ・9号施行日以降における附票の証明発行について、本籍及び筆頭者氏名が原則省略されることとなりますが、右上タイトル及び認証文について、省略されている事項があっても現行通り「全部証明」として発行するのか、省略事項の有無により表示を変更するのか、またその場合の各表示はどのようなになるのか、早急に検討が必要と考えます。 ・戸籍の附票の様式は、縦書き様式については事務処理要領により例示されていますが、横書き様式(システム様式)については例示されていません。また、認証文については、事務処理要領により「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」と例示されています。 ・システム様式等については、平成5年3月の戸籍事務コンピュータ化調査研究会附票部会でまとめた報告書を参考にして、各ベンダーが様式を設計していると思われるが、自治事務であることから様々な様式が存在すると想定されます。</p> <p>【新宿区の意見】 ・右上タイトルについては「全員証明」「個人証明」とした方が、国民や提出先においてわかりやすく、誤解を招かないのではないかと考えます。 ・本籍及び筆頭者氏名等を省略した場合であって、「全部証明」と印字した場合は、省略事項がないものと誤解される可能性が生じるかと思えます。 ・右上タイトルに「全員証明」または「個人証明」と表記することにより、認証文については区別することなく事務処理要領の例示のままで差し支えないと考えます。 ・なお、住民票の写しの取り扱いにあつては、本籍や筆頭者を省略した場合であっても、世帯全員にあつては「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と、世帯一部にあつては「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」と表記しています。</p>	<p>頂いた意見を参考に、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。ご指摘のとおり、戸籍の附票の写しの認証文については住民基本台帳事務処理要領に「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」の例によることが適当であるとしておられるところであり、標準様式においてもこれを記載することを想定しています。 (「全部証明」については、項番1をご参照ください。)</p>
8	資料2	<p>「論点② 帳票(附票の写し・通知)様式統一」 【論点:戸籍の附票の写し様式における住所履歴を表記する順序】 ・ベンダごとに様式が異なるのみならず、附票の住所履歴の記録順も異なることも申し添えさせていただきます。 ・新宿区では既に記録されている住所等の上部に新住所等を記録していく様式となっておりますが、他自治体の証明書では逆の順で記載されているものもあり、複数本籍にわたる住所履歴を調査する際など、記録順が其々異なることにより住所の流れを掴みにくいという現状のデメリットも考えられます。そのため、住所履歴の記録順についても標準仕様書において定めるべきと考えます。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍の附票における住所履歴の記録順序は、全国の区市町村への意見募集やベンダーの意見を踏まえて、検討すべきと考えます。 ・住所を転々としている者等の住所履歴数が多い者については、住所の履歴の古い順から記載すると、最新の住所が最下位に表記されるため、次頁に表記され視認しにくいケースも生じます。</p>	<p>ご意見のとおり、記録順については統一したほうが住民の利便性向上につながると想定されることから、原則としては、新→旧とすることが適当と考えられますが、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。</p>
9	資料2	<p>「論点② 帳票(附票の写し・通知)様式統一」 【論点:戸籍の附票の写し様式における本籍・筆頭者の省略方法】 ・戸籍の附票の写しを発行する際に、「本籍」及び「筆頭者」を省略する方法を統一する必要があると考えます。 ・ベンダーによっては、「本籍」及び「筆頭者」の欄のそのものを表記しない方法と、「本籍」及び「筆頭者」の欄に「省略」と表記する方法の2通りあると認識しています。</p> <p>【新宿区の意見】 ・早急に検討する必要があると認識しています。</p>	<p>ご意見を参考に、「本籍」及び「筆頭者」や「住民票コード」に関する様式上の省略方法について、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。 現時点では、原則として、空欄とすることは記載漏れとの誤解を招く危険性があることから、「省略」又は「*」と表記することが適当ではないかと考えております。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
10	資料2	<p>「論点③ 改製不適合戸籍の附票管理機能」 【論点：戸籍附票システムにおける戸籍に記載することができない文字の取り扱い】 【戸籍制度、出入国在留管理制度、住民基本台帳制度、マイナンバーカードにおける氏名文字の取り扱いに関する考察】 ・戸籍制度においては、法務省により戸籍に記載できる文字を正字化する一方、国民感情を考慮して正字化を拒む者等については、改製不適合戸籍として紙の戸籍簿のまま残す配慮がされています。(法定受託事務により全国統一の取り扱い) ※第129回国会 衆議院 法務委員会 第6号 平成6年6月22日付帯決議 【質疑】https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/112905206X00619940622/116 【付帯決議】https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/112905206X00619940622/130 ・出入国在留管理制度における在留カード等においては、法務省により記載できる文字を正字化されています。(全国統一の取り扱い) ・住民基本台帳制度における住民票の氏名の記載については、事務処理要領により、日本人は戸籍に記載されている氏名を記載(字体も同一にする)するとされ、外国人住民は在留カード等に記載されている氏名を記載することとされています。しかし、実際の運用では、必ずしも戸籍に記載された文字と同一の文字が記載されているとは限らず、対応する正字や代替文字に置き換えて記載している事例も見受けられます。(自治事務のため区市町村の裁量により運用されている) ・マイナンバーカードの氏名の記載については、省令により住民票に記載されている事項を記載するものとされています。(法定受託事務) ・戸籍の附票システムに記載する氏名文字については、戸籍の記載に基づく一方、対応する正字や代替文字に置き換えて記載している事例も見受けられます。(自治事務のため区市町村の裁量により運用されている) ・このことから、改製不適合戸籍の対象者等における住民票及び戸籍の附票に記載する氏名文字について、戸籍と同一の文字に限定するか、対応する正字や代替文字を容認するかを検討する必要があると考えます。</p>	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p>
		<p>【住民票における氏名文字の表記に関する考察】 ・日本人の住民票の氏名文字は、戸籍に基づくものではありませんが、対応する正字や代替文字に置き換える事例も見受けられます。(自治事務による区市町村長の裁量) ・対応する正字や代替文字への置き換えについては、本人に了承を得て住民票に記載している事例も見受けられます。 ・民間での手続き等においては、必ずしも戸籍に記載された文字で表記されているとは限りません。 ・仮に住民票に記載する氏名文字について、外字を作成して対応したとしても、他区市町村に転出した際に、転出先区市町村で外字を作成してもらえないとは限りません。 ・住民票に記載する氏名文字について、対応する正字や代替文字への置き換えを拒む者が存在することも当然に想定されます。 ・以上のことから、改製不適合戸籍等の住記システムに備えていない文字等については、対応する正字や代替文字に置き換えることを容認するよう事務処理要領を改製し、外字を作成するか正字化するか判断は、住民感情に合わせて区市町村の裁量で対応できるようにしてはいかかでしょうか。</p>	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p>
		<p>【戸籍附票における氏名文字の表記に関する考察】 ・戸籍の附票の氏名文字は、戸籍に基づくものであることから、改製不適合戸籍と一緒に紙の附票で管理している区市町村があります。 ・一方、戸籍の附票システムは、外字を作成する他、代替文字や正字に置き換えて電算化している事例も見受けられます。(自治事務のため区市町村の裁量により運用されている) ・今後、附票本人確認情報を電気通信回線を用いて通知する必要があり、全国の戸籍の附票を電算化する必要があります。 ・戸籍と戸籍の附票の氏名文字は、同一のものを表記することが理想ではありますが、戸籍制度において戸籍に記載できる文字が整理されている以上、戸籍と一体として管理する戸籍附票システムにおいても、戸籍に記載できる文字以外を記載すべきでは無いと考えます。(システムの構成上、戸籍と戸籍の附票の文字を別々に管理することが困難であることが想定されます。) ・仮に戸籍の附票に、戸籍に記載できない文字を記載した場合においては、その文字を戸籍にも記載するよう求められる可能性が生じるかと思えます。 ・大半の区市町村においては、改製不適合戸籍であっても、検索機能等の活用のため通常の戸籍と同様に戸籍システムにテキストデータをセットアップしているケースが見受けられます(対応する正字でセットアップされているか、外字を作成しているかの差異があるかと思えます。)。そうであれば、戸籍システム及び戸籍附票システムにおいては、対応する正字でセットアップし、改製不適合戸籍である旨が判別できるフラグを一緒に管理し、戸籍附票本人確認情報についても対応する正字で流通させることが考えられます。 ・当区では、改製不適合戸籍については、対象となる文字を正字化したものを戸籍システムに入力し、紙の原本の検索等を可能とするために、見出し情報として活用しています。戸籍の附票においても同様に管理しています。 ・このことから、戸籍附票システムでは正字化したものでデータを作成して同時に改製不適合フラグ等で管理し、戸籍附票本人確認情報等を送信する際は、改製不適合フラグも一緒に送信し、必要であれば、附票本人確認情報と一緒に戸籍の附票の原本のイメージデータを送信する方法が考えられますが、いかかでしょうか。 ・改製不適合戸籍の文字や住記システムに備えていない文字等を代替文字や正字に置き換えることについては、事務処理要領を改製し、対応する正字等で記載することができるとしてはいかかでしょうか。また、代替文字や正字に置き換える場合は、本人に通知する措置を行うよう事務処理要領に定めてはいかかでしょうか。 ・なお、戸籍の附票システムに記載する文字について、代替文字や正字化とするか、外字を作成するか判断は、区市町村長の裁量の範囲としてはいかかでしょうか。(自治事務のため)</p>	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p>

No.	第12回分 科会対象 資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
		<p>【マイナンバーカードにおける氏名文字の表記に関する考察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外転出者に交付するマイナンバーカードの氏名文字は、戸籍の附票(附票本人確認情報)に記載された文字が記載されると想定しています。 ・住民票の氏名文字を対応する正字や代替文字へ置き換える際は、窓口で直接本人に了承を得ることが可能です。このため、住民票とマイナンバーカードに表記する氏名文字及び本人の認識が一致しているため、大きな問題は生じておりません。 ・一方、戸籍の附票に記載する氏名文字は、直接本人に意思を確認する機会が無い場合、戸籍の附票の文字を対応する正字や代替文字へ置き換えた者で且つ国外転出した者に対してマイナンバーカードを交付した場合は、本人の認識とは異なる文字がマイナンバーカードに記載されることとなり、本人との間でトラブルが生じる可能性があります。 ・このため、戸籍の附票(戸籍附票本人確認情報)の文字を対応する正字や代替文字へ置き換える場合は、本人に通知することが必要と考えます。(国外転出者には通知不可ですが) ・改製不適合戸籍の戸籍の附票については対応する正字や代替文字で記載し、戸籍附票本人確認情報についても対応する正字や代替文字で流通させ、マイナンバーカードも対応する正字や代替文字で発行する方法が考えられます。 ・また、戸籍証明における広域交付において改製不適合戸籍が対象外とされているのと同様に、改製不適合戸籍の国外転出者については、マイナンバーカードの交付を対象外として整理することも考えられます。 	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p>
		<p>【新宿区の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システム及び戸籍附票システムにおける戸籍に記載できない文字の取り扱いについては、システム化する以上、正字化する方向が理想と考えます。しかし、平成6年第129回国会における戸籍法の改正に関する審議の際に、付帯決議があったとおり、国民の感情も考慮する必要があるため、一律に正字化するのには困難と考えます。 ・その一方、住民記録システムや戸籍附票システムにおいては、管理できる外字の数についての限界があり、戸籍システムにあっては戸籍に記載できない文字等の該当戸籍はシステム化の対象外としていることから、全ての文字を外字作成して対応することも現実的ではないと考えます。 ・改製不適合戸籍の国外転出者については、マイナンバーカードの交付の対象外として整理することも考えられますが、国民の権利を奪うことになること、現時点においては改製不適合戸籍であっても住民票が存在する限りマイナンバーカードの交付が受けられるため、交付対象から除外することは望ましくないと考えます。 ・民間における氏名の取り扱いにおいては、対応する正字等で利用されているケースが一般的と考えられます。 ・そこで、住民記録システム及び戸籍附票システムにおいては、戸籍に記載できない文字は対応する正字等の代替文字に置き換えて記載できることも容認すべきと考えます。 ・外字を作成するか正字等の代替文字に置き換えるかの判断は、区市町村長の判断とすることが望ましいと考えます。 ・住民票の氏名文字を対応する正字や代替文字へ置き換える際は、窓口で直接本人に了承を得ることが可能ですので、必ず本人の承諾を得ることが考えられます。 ・一方、戸籍の附票に記載する氏名文字は、直接本人に意思を確認する機会が無い場合、戸籍の附票の文字を対応する正字や代替文字へ置き換える場合は、本人への通知が必要と考えます。(国外転出者には通知不可ですが) ・以上の対策を講じることにより、附票本人確認情報の送受信において、戸籍に記載できない文字であっても対応が可能と考えます。 ・なお、これらの整理については、必要に応じて政省令や事務処理要領を整理することで可能ではないかと考えます。 	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p> <p>なお、国外転出者に交付するマイナンバーカードについても他のカードの交付を受ける者と同様にマイナンバーカード取得時の住民票情報に基づいて氏名文字が確定されるため、戸籍の附票に基づく仕様とはなっていない点にはご注意ください。</p>
11	資料2	<p>「論点④ 除票の管理機能」</p> <p>【論点：紙で保管されている戸籍の附票の様式における生年月日及び性別の項目追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9号施行日以降に改製不適合戸籍の附票及び除票等の様式について、生年月日欄及び性別欄の追記方法についても実務上どのように運用すべきか早急に具体的な検討が必要と考えます。各自治体で様式が異なるため画一的に定めるのは難儀かと拝察いたしますが、なるべく請求者をお待たせすることのない方法で事務を行いたいと考えております。 ・なお、他区市町村にあっては、紙の戸籍の附票の様式の欄外に余白がないものも見受けられます。 <p>【新宿区の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区の紙の戸籍の附票様式を拝見すると「名欄」に一定の余白が見受けられるため、基本的には「名欄」に「生年月日」及び「性別」を追加する方法が考えられます。ただし、名欄に余白がない場合にあっては、これに限らず、区市町村長の判断により適宜の場所に欄を設けることも容認することが考えられます。(自治事務のため) ・また、生年月日及び性別の項目追加にあっては、専用の欄を設ける方法と、欄を設けずに「性別○」や「元号○年○月○日生」と追記する方法が考えられますが、様式が様々存在するため、欄を設けるには罫線を表記する必要が生じ対応が困難と想定されるため、後者の方法の方が区市町村は対応しやすいのではないかと考えます。 	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p> <p>一方、除票の管理については、仕様書案の「1.1.3 除票」をご確認ください。なお、デジタル手続法9号施行日以前に削除又は改製された戸籍の附票については、生年月日及び性別を記載することはできません(戸籍の附票の記載事項の追加等に係る質疑応答について(令和3年12月1日総行住第146号参照))。</p> <p>※改正不適合戸籍の附票について、23区分のサンプルを頂いたが、各団体より様々であるから、統一的にどのように記載をするかお示しすることは困難であり、その記載方法については各自治体において適切判断していただきたい。また、市区町村の判断により、法19条の2に基づき、戸籍の附票を改製して、「生年月日」及び「男女の別」の欄を設けることも考えられる。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
12	資料2	<p>「論点④ 除票の管理機能」 【論点：紙で保管されている戸籍の附票の除票の写しを発行する際における本籍、筆頭者の省略方法】 ・9号施行日以降に改製不適合戸籍の附票及び除票等の写しを発行する際の運用において、本籍及び筆頭者名の省略方法について実務上どのように運用し発行すべきか早急に具体的な検討が必要と考えます。各自治体で様式が異なるため画一的に定めるのは難儀かと拝察いたしますが、なるべく請求者をお待たせすることのない方法で発行事務を行いたいと考えております。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍の附票様式は様々の様式が存在します。紙やイメージデータが原本の戸籍の附票にあつては、本籍欄及び筆頭者欄と同程度の大きさの[省略]と表記した札を作成し、戸籍の附票の原本を複写する際にその札を用いて本籍欄及び筆頭者欄を隠すことによって、本籍及び筆頭者を省略した写しの作成が可能ではないかと考えます。 ・なお、P.18の[見本]では、「本籍」の表示と「氏名」の「氏」の表示をマスキングしていますが、当該欄がある以上、欄の名称は隠す必要はないと考えます。 ・欄の名称は隠さずに、「本籍」と「筆頭者氏名欄」の「名」の記載箇所には【省略】と表記することで対応可能と考えます。</p>	<p>今後、法務省における改製不適合戸籍の取扱いを踏まえ、判断してまいります。</p> <p>一方、紙で保管されている除票の管理については、仕様書案の「1.1.3 除票」に記載のとおり、イメージデータをシステムで管理することを想定しており、戸籍の表示の省略方法については、「戸籍の附票の記載事項の追加等に係る質疑応答について」(令和3年12月1日総行住第146号)問6を踏まえてマスキング対応をいただければと考えております。</p>
13	資料2	<p>「(参考)現行仕様 附票の除票の様式と管理形態」 ・紙の戸籍附票の様式は区市町村によって様々な様式が存在します。23区の各区が使用している様式を総務省住民制度課様に提供しておりますので、参考にいただければ幸いです。</p>	<p>頂いた意見を参考に、今後、「第5章 様式・帳票要件」の検討の際に整理して参ります。</p>
14	資料2	<p>「論点⑤ 支援対象者に対する抑止設定・解除機能を設けるか」 【論点：支援対象者に対する抑止機能】 ・支援対象者に対する抑止設定・解除機能を設けるか。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍附票システムにおいて抑止設定・解除機能を設けることは必要と考えます。 ・同システム上にどの程度まで抑止情報を持たせる想定か(加害者情報・支援期間等)。また、1年ごとに期間延長が必要となりますが、支援申出情報を履歴で管理する必要があるか否かについても、今後の検討が必要と考えます。</p>	<p>支援措置対象者の抑止設定については、仕様書の「1.1.10 支援対象者管理」、「2.2.4 支援対象者照会」、「3.2 支援措置」等に記載していますので、ご確認ください。</p>
15	資料2	<p>「論点⑤ 支援対象者に対する抑止設定・解除機能を設けるか(補足)」 【論点：支援対象者に対する申出等管理機能】 ・支援措置の申出、通知等の管理を適切に行う方法についての検討が必要。</p> <p>【新宿区の意見】 ・支援措置の申出については、住民登録地に申し出ることとされており、それら申出情報と、住民票及び戸籍の附票の発行抑止除法が連携して管理する必要があります。一つの支援申し出に対して前住所、前々住所、前々々住所や、前本籍、前々本籍、前々々本籍等の、複数の区市町村にまたがって措置を行う必要がありますので、これらを適切に管理するためには、戸籍附票システム及び住民記録システムにおける発行抑止の機能では不十分であり、関連区市町村への通知等を管理し支援措置を適切かつ完全に管理できる支援措置専用のシステムが必要と考えます。なお、23区においては、戸籍附票システム及び住民記録システムにおける発行抑止機能の他、専用システムやExcel等の別システムで管理している区が大半ですが、専用システムの導入を望む区が見受けられます。(当区も同様です。) ・また、戸籍の証明においても、発行制限をかける必要があり、それらを一体として管理できる仕組みを検討する必要があると考えます。</p>	<p>支援措置対象者の抑止設定については、仕様書(案)の「1.1.10 支援対象者管理」、「2.2.4 支援対象者照会」、「3.2 支援措置」等に記載していますので、ご確認ください。</p> <p>なお、住民記録システム標準仕様書に準じて、「支援対象者(申出者)の氏名及び戸籍附票宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び戸籍附票宛名番号、支援を求められている事務、抑止対象の住所の履歴等並びに支援措置の期間以外の項目については、戸籍附票システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも戸籍の附票(原票)の支援対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を有すること」としていますので、この記載に基づいて他システム(宛名システム等)で支援措置情報を管理することは問題ないと考えております。</p>
16	資料2	<p>「論点⑥ 改製機能の統一」 【論点：改製機能を統一するか】 ・満欄による自動改製は行わず、任意改製の機能を設けることとするか。</p> <p>【新宿区の意見】 ・自動改製を行わないとした場合にあつては、無限に住所履歴が増大することとなるため、システムにより一定の上限を設定する等の措置は必要と考えます。 ・自動改製の機能を実装しなくとも、アラート出力等の機能が必要と考えます。 ・任意改製の機能は必要と考えます。</p>	<p>仕様書案の「1.1.2 改製」にあるとおり自動改製を行わないこととしています。</p> <p>なお、住所履歴の上限値については、住民記録システム標準仕様書にも定義されていないため、その旨を機能要件に記載するか、あるいは、データ要件等で定義する事項とするか検討してまいります。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
17	資料2	<p>「論点⑦審査・決裁機能の実装」 【論点：審査・決裁機能を実装するか】 ・住民記録システムや戸籍情報システムと同様、審査・決裁を実装する必要があるか。</p> <p>【新宿区の意見】 ・審査・決裁機能は、異動処理の内容により実装不要と考えます。 ・住基法第19条1項(19条4項通知)については、住基ネットから伝送され、戸籍附票システムにおいて前住所の一致等の一定の整合性チェック処理を行い、不整合等が無いものについて、一括取り込みできる仕組みとすることが考えられます。これら一括取り込み処理においては、システムの整合性確認処理を経ているため、これ以上の決裁処理は重複処理を発生させることから不必要と考えます。 ・なお、手入力によって入力されたものについては、誤入力が発生する可能性もあることから、一定の審査・決裁機能を実装することが考えられます。</p>	<p>前回分科会にて様々なご意見を頂き検討しましたが、公証行為である以上は、戸籍の附票についても、戸籍、住基とは別で審査・決裁されるべきものであるため、機能として定義を行う想定です。 ただし、実装の仕方として、戸籍の決裁や住基ネット連携データの取込により殆ど同時に附票の決裁を行う機能とするなどで、事務負担に影響ない範囲とすることは問題無いと考えています。</p>
18	資料2	<p>「論点⑧異動事由の統一」 【論点：異動事由を統一するか】 ・住民記録システムや戸籍情報システムと同様、異動事由を統一するか。</p> <p>【新宿区の意見】 ・総務省方針に賛同します。 ・異動事由の他に、記載事項欄の記載事由についても整理する必要があると考えます。 例：「通知」「記載」「消除」「回復」等の別、記載事項の詳細事由「住居表示実施」「地番変更」「土地の名称変更」「誤記修正」他 ・記載事項欄の記載事由については、様々なケースに対応するため、任意の文字列を入力できる機能が必要と考えます。</p>	<p>仕様書(案)の「1.2.2 異動事由」に記載していますのでご確認ください。 なお、戸籍の附票の記載事由については、ご指摘のとおり様々なケースが想定されますので、原則として標準仕様書で定めた異動事由にマッピングできることを機能要件として求めることといたします。他方で、任意の文字列の入力を広範に認めると、結果的に当該記載欄によるベンダロックインの発生原因ともなりかねないことから、原則として認めない方針としたいと考えます。</p>
19	資料2	<p>「論点⑨氏名のふりがな」 【論点：氏名のふりがなを管理するか】 ・戸籍附票において対応可能であるように氏名のふりがなを機能として設けるか。</p> <p>【新宿区の意見】 ・マイナンバーカードの記載事項として氏名のふりがなが検討されていることから、機能として設ける必要があると考えます。 ・氏名のふりがなに変更があった場合において、変更履歴を保持する必要があるか、また、当該履歴を戸籍の附票の写しにおいて公証する必要があるかを検討する必要があると考えます。 注)戸籍の取り扱いでは「読み仮名」と表記されています。</p>	<p>戸籍の「読み仮名」は戸籍則等で位置づけられた後に、附票でどのように管理するか、住基とどのように整合性を取るかは、法務省とも連携し決めていく必要があるものと認識しております。 現在の仕様書案としては住民記録システム標準仕様書同様、フリガナを管理項目とすることを想定していますが(「1.1.11 フリガナ」を参照)、変更履歴の保持や公証事項とするか等については戸籍側の検討状況を踏まえて検討してまいります。</p>
20	資料2	<p>「論点 その他」 【論点：戸籍の附票の写しにおいて「性別」や「生年月日」を省略できるか】 ・9号施行日以降に発行する戸籍の附票の写しに記載される事項のうち、「性別」や「生年月日」を省略した証明書の交付申出がされた場合、制度上「戸籍の表示」や「在外選挙人登録情報」、「住民票コード」以外は省略することができないとされています。</p> <p>【新宿区の意見】 ・各種証明書や申請・届出等において「性別」の表記は真に必要なものを除いてLGBT等を考慮して省略する方向にあると考えます。 ・住民票の写しにおいては「性別」の表記を省略することはできませんが、住民票記載事項証明書において省略可能とされています。 ・戸籍の附票の写しにおいては、法定記載事項であることから「性別」を省略することができないと考えますが、LGBT等を考慮すると、戸籍の附票の写しにおいては省略可能とすべきと考えます。 ・戸籍の附票における「性別」及び「生年月日」は、国外転出した者へのマイナンバーカードの交付を実現するために、マイナンバーカードの記載事項として必要な項目として追加されたものと解します。これまで、戸籍の附票の写しの証明発行に際しては、「性別」の表記を求められた事例が無く、公証する必要性(需要)が乏しいと思われるので、「性別」については省略可能としていただくよう再考をお願いします。 ・なお、「生年月日」においては、戸籍の附票の写しの記載事項中、原則として本籍及び筆頭者を省略するため、公証対象の本人特定のため、「生年月日」は改正法で規定されたとおり、省略すべきではないと考えます。 ・もし、戸籍の附票の写しにおいて「性別」の表記の省略が不可能である場合は、その代替として記載事項証明書等の制度を創設し、システムにおいても対応できるよう検討して下さるようお願いいたします。</p>	<p>現行法上、「性別」や「生年月日」の省略については定められていないため、現時点の標準仕様書としては実現が難しいと考えます。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
21	資料2	<p>「論点 その他」 【論点：戸籍の附票の写しにおいて「住所の履歴」を省略できるか】 ・現行制度においては、戸籍の附票に記載されている住所履歴は省略することなく証明しています。 ・しかし、除かれた戸籍の附票の保存期間が150年に延長されたことにより、刑務所等や他人に知られたくない住所に住民登録を行った者等については、公証する必要のない住所の履歴を省略することを求められることが考えられます。 ・特別定額給付金の申請時においては、全国の刑務所や留置場の収容者が当該施設に住民登録を移す者が散見されました。 ・戸籍の附票の写しの請求者が必要としない住所の履歴については、個人情報保護の観点から、省略を可能とする検討も必要ではないかと考えます。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍の附票の写しにおいて、除票の保存期間が150年に延長されたことにより、他人に知られたくない住所履歴の省略を求める声が年々増大すると想定されます。今は対応困難であっても、戸籍の附票の写しにおける住所履歴を省略可能とするか、記載事項証明書等に対応する方法について検討する必要があると考えます。なお、住所履歴を省略する方法については、住所の表記のみを省略可能とし、住所を定めた年月日は省略しない方法が考えられます。(公証する住所履歴の前後関係を担保するため)</p>	<p>現行法上、「住所の履歴」の省略については定められていないため、現時点の標準仕様書としては実現が難しいと考えます。</p>
22	資料2	<p>「論点 その他」 【論点：現行システムから標準化した戸籍附票システムへの移行方式は、戸籍附票の「改製」による方式とするか、それとも「再製」による方式とするか】 ・現行の戸籍附票システムから標準化された新システムに移行する方式が、戸籍の附票の「改製」による方式(※在籍者及び最新住所のみを移行する方式)と、「再製」による方式(※削除者を含めて現行システムの情報を全て移行する方式)が考えられます。 ・改製方式を採用した場合は、現行システムの情報を、改製原の戸籍の附票として150年間保存し公証する仕組みを検討する必要が生じます。また、国民にとっては、新しい戸籍の附票の他に、改製原の戸籍の附票を請求する必要性が生じ、証明書を取得するための手間や手数料負担等が発生します。 ・再製方式を採用した場合は、現行システムのデータの全てを新システムに移行する必要が生じるため、新旧のシステムの情報項目に不一致がある場合等は、再製方式を採用できない場合も考えられます。 ・戸籍附票システムを標準化するためのシステム移行の方式を検討する必要があると認識しています。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍附票システムを標準化するためのシステム移行の方式については、「改製」「再製」のどちらの方式を採用するかは、区市町村長の判断によることとして差支えないと考えます。 ・ただし、「改製」と「再製」の双方の方式における要件や留意事項等を整理して、標準仕様書に明記することが望ましいと考えます。</p>	<p>標準化対応システムへの移行の際に改製が必要となるのかは各市区町村の現状のシステムの状況によって異なると想定されます。各ベンダーとも相談し、仮に現行システムからのデータ移行が不可ということになれば仕様書上の取扱いを検討したいと考えます。</p>
23	資料2	<p>「論点 その他」 【論点：戸籍の再製による戸籍の附票の処理について】 ・システム化した戸籍に「再製」が発生した場合において、当該戸籍に付随する戸籍の附票の処理方法が明確化されていません。「再製」や「改製」により対応する方法や何も処理しない方法も考えられますが、どのように処理するかの検討が必要と考えます。</p> <p>【新宿区の意見】 ・戸籍情報システムの仕様により各ベンダーで異なるため、各社の実情を調査し、戸籍システムの異動処理と一体として検討する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘の戸籍の「再製」がNo.20に記載のあった「再製」の概念を前提としますと、ご指摘のとおり各ベンダーがどの程度、戸籍情報システムと共通事項としてデータを管理しているか等に依存しますので、仕様書案で一概に示すのは難しいところです。</p>
24	資料2	<p>1. 資料2の6ページに記載がありますが、戸籍統一文字と、文字情報基盤の同定・整理された定義を用いて受け手側(戸籍附票側)が対処するものと考えますが、送信側(住基側)でも対処することがあるのかが気になります。</p>	<p>住基側で対処する事項は無いと考えております。</p>
25	資料2	<p>標準化以降の連携は、これまで通り住基ネットを介した連携となるのか、ガバメントクラウドのAPI連携を想定されているのかによって、検討と対応の範囲が変わってくると思います。このあたりを明確にしないと準構成員になっていない中小のベンダーは大変困るのではないかと想像します。</p>	<p>住基ネット(附票AP)連携を想定しています。</p>
26	資料2	<p>論点5: 支援対象者(DV)の機能を設けるか(※その情報を戸籍に連動するか) これは是非連動したいです。 戸籍システムではDV市民の現住所が加害者市民に分かる仕組みがないのです。というのは戸籍謄抄本のような帳票に、住所を印字しないからです。印字するのは本籍地です。しかし、受付窓口で記載内容などを説明する際に、細心の注意を払う必要があり、支援対象者からむ人が窓口に来ていることは知らねばなりません。附票と戸籍が一体となっているベンダーのシステムでは、附票による発行抑止状態を、戸籍の画面で確認できます。別々のシステムで調達可能になってしまった場合、連動の受け口を用意しておかないと戸籍の受付窓口では、市民が附票の支援対象者であるか確認できないので、この連動は必ず必要です。</p>	<p>頂いた意見を参考に、法務省とも協議の上、仕様書記載内容を検討したいと考えます。</p>

No.	第12回分科会対象資料	指 摘 内 容	ご意見に対する方針
27	資料2	<p>その他1: 戸籍の附票は、在籍地において、その在籍者の住所(住民票)の移動を記録して、戸籍と住民記録間の連携をスムーズに行えるように考えられたものです。 現在、戸籍の附票は本籍地の自治体により管理されていますが、戸籍及び住民記録のシステム化が進んでいる中では、一括して自動生成することが可能でクラウド上で国により一元管理することにより自治体における事務の軽減のみならず、転籍等に伴う複数自治体での管理による住所履歴の確認の不便性も同時に解消できることになると考えられます。 法律の改正が必要かもしれないが、デジタル化に伴う利点を最大限に生かすためにはこのようなことも考えられるのではないかと。 参考:現在は転籍等により本籍地が異動した場合、新たな本籍地で戸籍の附票も新たに作成されるため、住所履歴が一旦途切れることになり2つ以上の戸籍の附票の確認が必要になるが一元管理によりこの点も解消できる可能性がある。</p>	<p>ご意見としては承りますが、現行法上対応することは難しいことから、現時点の標準仕様書としては実現が難しいと考えます。</p>
28	資料2	<p>その他2:自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書 概要について、進めるべき施策ではあるが、当該検討会と連携するべきで、先行したところで、それこそ文字の統一化なくしてはそうは簡単にいきません。三木さんの指摘通り新たな経費が二重三重に必要となるケースが見えてきます。</p>	<p>担当部局(地域情報化企画室・住民制度課)と連携しつつ、検討を進めてまいります。</p>
29	資料2	<p>その他3:現場からの意見: 戸籍業務を、文字を決めず紙ベースでやろうとする問題から、ぜひ早く脱却してほしいと思います。戸籍で使用される文字とそのテキスト化について、戸籍にある「文字情報基盤に無い文字」を含んだ文字情報基盤を作るか、そういった文字を正字に置き換えるようにするか決めて、文字情報基盤の文字でシステム化をやってほしいです。 という要望ですが、当方が今回発言した内容で調整がつけば、一気に解決するのではないかと思います。正論はあっても譲るところは譲って対応していかなければならないでしょう。 参考:今回の発言「文字の統一について」は前回意見具申した内容が本音ですが、現状で考えると非常に難しいと判断して、一転してこれなら進捗できると判断して発言しました。前回の意見具申とは明らかに柔軟な対応で実現可能性の高い考え方として、以下の内容で発言したのです。 文字の統一について: 指摘するタイミングとしては、資料2の6ページの記述を問題とすべきだと考えます。落とし所としては、戸籍システムはIPAmj明朝で運用し、戸籍システム内に戸籍システム外で使用すべきJIS2004での文字表記を持たせることが肝要だと思います。 戸籍システム内に2種類の氏名表記を持たせ、行政や民間で広く使える氏名表記を、戸籍システムが一元的に決定することが理想だと思います。そうすれば行政と民間でそのままデータ連携が可能になる、本当の意味でのDXの実現につながるのではないのでしょうか。 又、戸籍システム内での特殊文字の利用は可とし、戸籍システム以外での文字は全てJIS2004の標準フォントの範疇で使用し、民間とのデータ互換を目指すようにする。ただ、戸籍システム内では数社の戸籍文字が残ることになるため、戸籍システム内もIPAmjに統一しておく事もありと考え直しました。 名前の文字のアイデンティティは戸籍でのみ確保して、行政事務やデジタルメディア上の文字は標準フォント内の利用に留めるべきだと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、法務省と調整してまいります。</p>
30	資料2	<p>資料2の論点③について 分科会での質問について補足させていただくと、今回のミッションはデジタル化を行うことを前提とし、どうすればテキスト化できるのか、ということに検討する時間を費やすべきなのではないかと考えています。そのような論点で検討を進めれば、自ずと文字の取り扱いについても議論が深まると思います。</p>	<p>頂いたご意見を参考に仕様書記載内容を検討したいと考えます。</p>
31	資料2	<p>資料3申請管理システムについて 町田市としては、申請管理システムはいずれ必要になると考えているので導入する予定ではありますが、共同利用できるような仕組みを考えていただけないかと思っています。今後、業務システムが共同利用されることを考えると、本申請システムも共同利用ができることが望ましいと思います。</p>	<p>申請管理システム等については、共同で構築することを妨げているものではありません(地域情報企画室回答)。</p>
32	資料2	<p>資料3オンライン申請について 分科会でのご説明で、申請のチェックは業務システムで行うという説明がありましたが、ある程度の申請のチェックは、マイナポータル側で行う必要があると思います。現行の郵送申請(証明発行や転出など)は、書類不備等の連絡などで通常の窓口申請よりも手間がかかっています。そのような現状があるため、窓口の担当課におけるオンライン申請へのモチベーションが低くなっています。少しでも楽になることが分かるような状況を作る必要があると考えています。</p>	<p>ご指摘のとおり、マイナポータル側である程度申請のチェック(年月日・郵便番号の存在チェック等)を実施することを想定しております。実証実験の結果等をもとにデジタル庁と検討を進めてまいります。</p>